

# 総合教育会議の制度概要

## ～地方教育行政法における改正点～

### 1 会議の設置、構成員等

- ① 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとしたこと。
- ② 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成することとしたこと。  
協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができることとしたこと。
- ③ 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集することとしたこと。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができることとしたこと。

### 2 会議における協議事項、協議・調整事項

総合教育会議においては、

- (1) 大綱に関する協議
  - (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
  - (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれのあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- このほか、これらに関する構成員の事務の調整を行うこととしたこと。

### 3 調整の結果の尊重義務

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないこととしたこと。

### 4 会議の公開と議事録の作成及び公表

- ① 総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開することとしたこと。
- ② 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないこととしたこと。

### 5 その他

総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとしたこと。